

<p>について、大統領令が定めるところにより、その一部を医療機関、その他保健医療の関連機関・団体に委託したり、医療法第 2 条の規定による医療人にその業務の一部を代行させることができる。</p>	<p>体に委託できる業務は次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の診療 2. 法第 9 条第 2 号の規定による伝染病の予防業務のうち、防疫消毒業務 3. 法第 9 条第 12 号の規定による家庭・社会福祉施設等を訪問して行なう保健医療事業 4. 法第 9 条第 13 号および第 14 号の規定による特殊な専門知識、および技術を要する診療、実験または検査業務 5. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務 <p>②法第 24 条第 2 項の規定により、市・道知事または市長・郡守・区庁長が、医療法第 2 条の規定による、医療人に代行させることができる業務は、次の各号のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 9 条第 13 号の規定による特殊な専門知識および技術を要する診療業務 2. 法第 9 条第 16 号の規定による、その他地域住民の保健医療の向上・増進のため、特に必要であると見なされた業務 <p>③法第 24 条第 3 項の規定による費用補助、実費弁償、その他業務の委託、および代行に関する必要な事項は、当該の地方自治団体の条例で定める。</p>
<p>③市・道知事または市長・郡守・区庁長は、第 2 項の規定により業務を委託した場合は、その費用の全部または一部を補助することができる。また医療人にその業務の一部を代行させた場合は、そ</p>	

の業務遂行に所要される実費を弁償することができ。

第 25 条 (罰則) <削除 99.2.8>

第 26 条 (過怠料) ① 次の各号のひとつに該当する者は、300 万ウォン以下の過怠料に処する。<99.2.8 改正>

1. 第 18 条の規定による申告を行わなかったり、虚

偽の申告をして健康診断を行なった者

2. 第 21 条の規定に違反し、類似名称を使用した者
② 第 1 項の規定に過怠料は、当該の地方自治団体の条例が定めるところに従い、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長が賦課・徴収する。

③ 第 2 項の規定による過怠料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内に、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長に異議を提起することができる。

④ 第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が、第 3 項の規定により異議を提起した場合、当該の市・道知事または市長・郡守・区庁長は、遅滞なく管轄法院にその事実を通報しなければならぬ。その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料の裁判を行なう。

⑤ 第 3 項の規定による期間内に異議を提起せず、過怠料を納付しない場合は、地方税滞納処分の例により、これを徴収する。

附 則	附 則	附 則
<p>第 1 条(施行日) この規則是交付した日から施行する。</p> <p>②(専門人材等の配置に関する経過処置) 市長・郡守・区庁長が第 6 条第 2 項の規定により、当該の市・郡・区(自治区を言う)の職制および定員に関する規則を改定する場合は、第 6 条第 1 項の規定に関わらず、1998 年 12 月 31 日までは別表 2 の基準による専門人材等を配置したものと見なす。</p>	<p>第 1 条(施行日) この令は交付した日から施行する。</p> <p>第 2 条(地域保健医療計画に関する適用例) 第 5 条第 1 項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画(年次別施行計画を除く)は、1998 年 12 月 31 日まで適用する。</p> <p>第 3 条(地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期に関する経過処置) 第 5 条第 1 項の規定により、最初に樹立する地域保健医療計画およびその年次別施行計画の提出時期は、第 5 条第 2 項の規定に関わらず、市長・郡守・区庁長の場合は 1996 年 12 月 31 日までとし、市・道知事の場合は 1997 年 2 月までとする。</p> <p>第 4 条(保健所長に関する経過処置) この令の施行当時、保健所長として在職中の者は、第 11 条第 2 項の規定に関わらず、この令の規定により保健所長に任用されたものと見なす。</p> <p>第 5 条(他の法令の改定) 医療法施行令のうち、次のとおり改定する。</p> <p>第 7 条第 2 項第 1 号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>	<p>第 1 条(施行日) この法は 1996 年 7 月 1 日から施行する。</p> <p>第 2 条(保健所等に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により設置された保健所・保健医療院または保健支所は、この法により設置された保健所・保健医療院または保健支所と見なす。</p> <p>第 3 条(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用は、従来の規定に基づく。</p> <p>第 4 条(他の法律の改正) ①薬事法のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第 21 条第 5 項第 7 号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>②医療法のうち、次のとおりに改正する。</p> <p>第 52 条第 1 項第 2 号のうち、“保健所法”を“地域保健法”とする。</p> <p>③医療技士等に関する法律のうち、次のとおり改正する。</p> <p>第 21 条第 1 項第 2 号のうち“保健所法”を“地域保健法”とする。</p>

附 則(99.2.8)	附 則(99.8.9)	附 則
<p>①(施行日) この法は公布後の 6 ヶ月が経過した日から施行する。</p> <p>②(健康診断等の申告に関する経過措置) この法の施行当時、従来の規定により地域住民の多数を対象にした健康診断等に関して保健所長の承認を受けた者で、その健康診断等を終了しなかった者と、承認申請後の手続きが進行中の者は、第 18 条の改正規定による申告した者とは見なす。</p> <p>③(罰則適用に関する経過措置) この法の施行前の行為に対する罰則の適用においては、従来の規定に基づく。</p>	<p>この令は、1999 年 8 月 9 日から施行する。</p>	<p>この規則は 1998 年 8 月 9 日から施行する。</p>

第2章 韓国の公衆衛生専門家の養成システム

1. 公衆衛生専門家の養成システムの概要

韓国では、保健所や保健支所に勤務する、医務職（医師、歯科医師、韓方医師）、業務職（薬剤師）、医療技師（放射線技師、臨床検査技師）、看護職（看護師）、保健職、行政職などの公衆衛生専門家は全て公務員であり、その任用や教育研修に関しては、全ての公務員（国家、地方）に共通するシステムを構築している。

韓国の公務員の任用に関しては、わが国と同様に、試験を実施し、合格者を採用する、というものであるが、任用後の教育研修システムが充実している。つまり、政府（中央、地方）、職種、職級によって受講すべき教育研修が定められており、また教育研修の受講が昇級の評価に反映されるなど、人材育成と人事管理が密接に結びついている。

一般の公務員（事務官など）を対象とした教育研修は、中央公務員教育院（Central Officials Training Institute: COTI）、自治人材開発院、市・道地方公務員教育院などにおいて、国家・地方公務員を対象に、基本教育訓練（新規の採用者や新規に昇級した者に対する初任者研修）や専門教育訓練（職務分野別の研修など）が実施されている。

保健所に勤務する（地方）公務員の基本教育訓練は、自治人材開発院や市・道地方公務員教育院などで、他の地方公務員と同様に実施される。また保健所職員の専門教育訓練に関しては、そのほとんどが韓国保健福祉人材開発院（Korea Human Resource Development Institute for Health and Welfare: KHRDI）で実施されている。

2. 一般教育制度

韓国の教育制度は、小学校6年、中学校3年、高等学校3年、大学4年（専門大学は2～3年）、大学院（修士課程2年、博士課程3年）で、ほとんど日本と同様である。

3. 公務員制度

(1) 国家公務員

国家公務員の制度に関しては、国家公務員法によって定められている。

国家公務員の階級は9級から1級までの範囲で定められており、数が減少していくにしたがって高い階級となる（第4条）。

採用は公開競争試験によって実施される（第28条）。採用試験は9級、7級、5級の3種類がある。合格者は採用候補者名簿に登録され、その有効期間（5級は5年間、その他は2年間）の範囲内で任用される（第38条、39条）。また新規採用者は、5級の場合は1年間、6級以下の場合は6ヶ月間、「試補」として仮採用され、その期間中に勤務成績が良好な場合に、正規の公務員として任用される（第29条）。

5級で任用されるのはいわゆるキャリアで、大学卒業以上の者が対象である。任用後は、4級、3級、2級と昇級していく。一方、9級と7級で任用されるのはいわゆるノンキャリアで、おおむね高等学校卒業以上の者が対象である。任用後は、8級、7級、6級、5級と昇級していくが、一般的には5級に昇級するまでに20年以上の勤務年数を必要とする。

昇進は、勤務成績評定、経歴評定、その他能力の実証による（第40条）。ただし5級への昇進では必ず昇進試験が実施される（第40条）。これは、5級（キャリア）と6級（ノ

ンキャリア)の間に、試験という明確な規準による区分を設定していることを示している。なお6級以下の級でも昇進試験が実施される場合がある(一般昇進試験とよばれる)が、その場合、下位の級の中から候補者があらかじめ設定され、評価においても試験成績だけでなく勤務成績などが考慮される(第41条)。それに対して、5級への昇進試験は公開競争昇進試験とよばれ、昇進の機会均等、有能な公務員の抜擢を目的として、全ての6級公務員に受験資格が与えられ、また評価も試験成績のみによって行われる(第41条)。

勤務成績評定は、所属機関長によって、定期的または随時に、客観的かつ厳正に実施される(第51条)。また所属機関長はその評定の結果を人事管理面に反映させなければならない(第51条)。

定年は、5級以上の場合は60歳、6級以下の場合は57歳である(第74条)。

現在、韓国では、公務員の人気が非常に高く、9級に大学卒業者、7級に修士修了者が応募することが多い。また5級の採用試験は非常に難関で、司法試験よりも倍率が高いとされている。

(2) 地方公務員

地方公務員の制度に関しては、地方公務員法によって定められているが、基本的には国家公務員と同様の制度である。

階級は、国家公務員と同様に、9級から1級までの範囲で定められる(第4条)。

採用は公開競争試験によって実施される(第27条)。採用試験は5~9級の各階級で実施される(第32条)。合格者は新規任用候補者名簿に登録され、その有効期間(5級は5年間、その他は2年間)の範囲内で任用される(第36条、37条)。また新規採用者は、5級の場合は1年間、6級以下の場合は6ヶ月間、「試補」として仮採用され、その期間中に勤務成績が良好な場合に、正規の公務員として任用される(第28条)。

昇進は、勤務成績評定、経歴評定、その他能力の実証による(第38条)。ただし5級への昇進では必ず昇進試験が実施される(第38条)。なお6級以下の級でも昇進試験が実施される場合がある(一般昇進試験とよばれる)が、その場合、下位の級の中から候補者があらかじめ設定され、評価においても試験成績だけでなく勤務成績などが考慮される(第39条の2)。それに対して、5級への昇進試験は公開競争昇進試験とよばれ、昇進の機会均等、有能な公務員の抜擢を目的として、全ての6級公務員に受験資格が与えられ、また評価も試験成績のみによって行われる(第39条の2)。

勤務成績評定は、任用権者(地方自治体の長)によって、定期的または随時に、客観的かつ厳正に実施される(第76条)。また任用権者はその評定の結果を人事管理面に反映させなければならない(第76条)。

定年は、5級以上の場合は60歳、6級以下の場合は57歳である(第66条)。

保健所長の職級は、行政自治部の規定により、人口10万人以上で4級、10万人以下で5級となっている。医師の場合は、5級で任用され、5年以上の勤務で4級に昇級するため、任用時から保健所長に就任することができる。一方、医師資格をもたない保健職の場合は、ほとんどが9級で任用されるため、保健所長(5級)に就任するためには20年以上の勤務を必要とする。

4. 公務員の教育訓練制度

(1) 法令における規定

公務員の教育訓練の義務等に関しては、国家公務員法第 50 条、地方公務員法第 74 条において、以下のように定められている。

- ・すべての公務員及び試補公務員となる者は、担当職務に関連した学識・技術及び応用能力の育成のため、法令が定めるところにより訓練を受けなければならない。
- ・行政機関や地方自治体の長、及び各級監督職位にある公務員は、日常業務を通して継続的に部下職員を訓練させる責任を負う。
- ・訓練成績は人事管理面に反映させなければならない。

また公務員教育訓練法第 10 条、地方公務員教育訓練法第 4 条においても同様に、「行政機関や地方自治体の長は所属する公務員に教育訓練を履修させなければならない」と定められている。

このように韓国では、国家・地方公務員の教育訓練制度が確立しており、国家・地方公務員は教育訓練を履修する義務があること、行政機関や地方自治体の長は所属する公務員に教育訓練を履修させる義務があること、教育訓練の成績は人事管理面（昇級など）に反映させなければならないこと、が明確に規定されている。

(2) 公務員の教育訓練制度の概要

公務員の教育訓練は「基本教育訓練」と「専門教育訓練」に大別できる。基本教育訓練は、当該職級に新規に任用された者や新規に昇級した者を対象に実施される、職級別の初任者研修である。専門教育訓練は職務分野別の継続教育であり、当該階級ごとに指定された教育課程を受講することが昇級の評価に反映される。

国家公務員の教育訓練機関として、中央公務員教育院が 5 級以上の公務員の基本教育訓練を実施する（公務員教育訓練法第 3 条）。また各行政機関に設置される教育訓練機関が 6 級以下の公務員の基本教育訓練を実施する（同第 4 条）。ただし、教育訓練機関を設置していない行政機関に関しては、中央公務員教育院が 6 級以下の公務員の基本教育訓練を行う。

地方公務員の教育訓練機関として、市・道が設置する地方公務員教育院が教育訓練を実施する（地方公務員教育訓練法第 5 条第 1 項）。ただし、5 級以上の地方公務員に対する教育訓練に関しては、行政自治部が設置する自治人材開発院が実施する（同第 3 項）。

専門教育訓練に関しては、上述した教育訓練機関以外（他の行政機関や他の地方自治体の教育訓練機関、民間教育機関など）に委託して実施することが認められている（公務員教育訓練法第 13 条、地方公務員教育訓練法第 11 条）。また、上述した公務員教育訓練機関（中央公務員教育院、地方公務員教育院など）は、効率的な運営のために必要な場合には、教育訓練施設及び教育訓練課程等を国家機関・公共団体または民間に有償で提供することができる（公務員教育訓練法第 16 条、地方公務員教育訓練法第 18 条）。

5. 公衆衛生専門家の教育訓練に関する関連法規

(1) 地域保健法令における規程

公衆衛生専門家の教育訓練は、地域保健法令によって、以下のように定められている。

○地域保健法

第12条(専門人材の適正配置等)

- ③保健所福祉部長官と市・道知事は、保健所の専門人材等の資質向上のために必要な教育訓練を施行しなければならない。
- ⑤第1項の規定による専門人材等の配置および任用資格基準と、第3項の規定による教育訓練の対象、期間、評価、その結果処理などに関する必要な事項は、大統領令で定める。

○地域保健法施行令

第14条(専門人材に対する教育訓練)

- ①保健福祉部長官または市・道知事は、法第12条第3項の規定により、専門人材等の新規任用のための基本教育訓練と職務分野別の専門教育訓練を実施しなければならない。
- ②保健福祉部長官または市・道知事は、第1項の規定による教育訓練を、所属教育訓練機関で受けさせたり、別の行政機関所属の教育訓練機関、または民間教育機関に委託して受けさせることができる。

第17条(教育訓練の対象等)

- ・法第12条第5項の規定による教育訓練課程別の教育訓練の対象、および期間は、次の各号のとおりである。
 - 1. 基本教育訓練は、当該の職級の公務員で、必要な能力と資質を養えるように、新規で任用される専門人材等を対象に行うが、教育訓練期間は3週間以上とする。
 - 2. 専門教育訓練は、保健所で現在担当したり、担当する職務分野に必要な専門的知識と技術を習得できるよう、在職中の専門人材等を対象にするが、教育訓練期間は1週間以上とする。

○地域保健法施行規則

第7条(専門人材等に対する教育訓練)

- ①市長・郡守・区庁長は、新規の任用や5級以上の公務員に昇進任用する専門人材等に対しては、特別な理由がない限り、職級と職務分野に相応する基本教育訓練課程を履修させた後に補職しなければならない。但し、保健福祉部長官が認定した教育訓練機関で、所定の課程を終えた者は、補職後に基本教育訓練を実施することができる。
- ②市・道知事は、令第14条第2項の規定により、専門人材等の教育訓練を、他の行政機関所属の教育訓練機関または民間教育訓練機関に委託して受けさせる時は、教育訓練費用の全部または一部を該当教育訓練機関に補助することができる。
- ③専門人材等に対する教育訓練課程、教育訓練内容、教育訓練機関の選定等に関して、必要な事項は保健福祉部長官が定める。

地域保健法第 12 条において、国（保健福祉部）と地方自治体（市・道）が保健所職員などの公衆衛生専門家に対する教育研修を実施することが義務づけられている。また施行令及び施行規則において、3 週間以上の基本教育訓練、職務分野別の 1 週間以上の専門教育訓練を実施すること、教育訓練を政府附属の機関、他の行政機関附属の機関、民間機関に委託できること（外部委託の場合は、教育研修の費用を負担すること）などが規定されている。

これらの法律にしたがえば、保健所職員の教育訓練（基本、専門）は、地方自治体が教育訓練機関を保有している場合はそこで実施されるが、そうでない場合は、他の機関に委託されることになる。そして KHRDI は、保健所職員の専門教育訓練の委託先の機関の一つとして位置づけられる。

なお保健所職員の専門教育訓練のほとんどは KHRDI に委託されているが、それ以外に、自治人力開発院、民間機関、大学などに委託されることもある。

（2）教育訓練の民間委託に関する規定

保健福祉関連の教育訓練を KHRDI に委託することに関しては、以下の法令によって定められており、KHRDI はこれを根拠として教育訓練を実施している。

○社会福祉事業従事者訓練規則

第 2 条（訓練機関）

- ・社会福祉事業法第 10 条の規定により実施している訓練（以下「訓練」という）は疾病管理本部、社会福祉事業法第 33 条に規定による韓国社会福祉協議会及び保健福祉長官が指定した訓練機関（以下「訓練機関」という）が行う<改定 2003. 12. 27>

○国民健康増進法

第 27 条（指導・訓練）

- ①保健福祉長官は保健教育を担当する者、国民栄養調査及び栄養に関する指導を担当する公務員、または保健福祉部令に定める団体及び公共機関に従事する担当者の資質の向上のため必要な指導と訓練を実施する。

○国民健康増進法施行規則

第 22 条（訓練方法など）

- ①法第 27 条の規定による訓練は疾病管理本部、韓国保健社会研究院及び保健社会長官が定めた訓練機関が行う。

○保健福祉部告示第 2004-62

保健及び福祉関連従事者訓練機関の指定

- ・社会福祉法第 10 条及び国民健康増進法第 27 条の規定によって実施する訓練業務を担当する訓練機関を社会福祉事業従事者訓練規則第 2 条及び国民健康増進法施行規則第 22 条の規定によって次のように指定する。

訓練機関	訓練対象
韓国保健福祉人材開発院	1. 社会福祉関係の法令の施行に関する業務に従事する公務員に対する訓練 2. 社会福祉事業に従事する者で、公務員ではない者に対する訓練 3. 保健教育、栄養管理、口腔健康管理、健康診査、運動指導など健康増進を担当する公務員に対する訓練 4. 保健福祉部長官の業務委託を受けて健康増進に従事する団体及び公共機関に従事する者に対する訓練

6. 韓国保健福祉人材開発院 (Korea Human Resource Development Institute for Health and Welfare: KHRDI)

(1) 沿革

1946 年、ソウルに最初の保健所（中央保健所）が設置され、その一部門として保健教育課が設置され、保健所職員に対する教育研修が開始された。その後、1960 年に中央政府の保健福祉部の附属機関である国立保健院訓練部にその機能が移管された。

1957 年、中央社会事業従事者訓練所が設置され、社会福祉事業の従事者に対する教育訓練が開始された。その後、1960 年に国立社会事業指導者訓練院、1977 年に国立社会福祉研修院に名称が変更された。

1998 年 12 月、国立保健院訓練部と国立社会福祉研修院が組織統合され、2001 年 3 月に国立保健院保健福祉研修部に改称され、これまで別々に実施されていた保健と福祉の人材育成を包括的に実施する組織が成立した。国立保健院保健福祉研修部は 2003 年 12 月に廃止されたが、2004 年 6 月、KHRDI が財団法人として認可され、同 11 月に公式に新設された。

KHRDI は、保健福祉専門教育機関として、これまで国立保健院保健福祉研修部が担ってきた教育訓練事業を、保健福祉部からの委託により引き続き実施することとなった。また国民健康保険公団、国民年金管理公団、健康保険審査評価院の職員に対する委託教育訓練や民間団体を対象とした教育訓練も実施することとなった。

(2) 組織

組織は、院長を筆頭に、事務部と教育部で構成される。また上位組織として理事会が設置されている。事務部は、企画総括チームと総務管理チームで構成される。教育部は、教育運営、社会福祉課程、保健医療課程、社会福祉部専担公務員教育センターで構成される。

スタッフは、院長、事務部長、教育部長、教育部 18 名（うち、教授 8 名、スタッフ 10 名）、企画総括チーム 5 名、総務管理チーム 6 名、合計 32 名である。教授は、講義も行うが、主に教育課程の開発・企画・運営を担当している。

(3) 活動

①組織全体の目標と事業内容

KHRDI のミッションは「福祉国家の未来を開く保健福祉人材の創出」で、目標として「受講生の満足度の最大化」、「保健福祉人材の革新的価値の向上」、「保健福祉人材の専門性の強化」の3つを掲げている。また重点課題として「教育スタッフの能力・技術の強化」、「教育内容の充実」、「保健福祉教育関連ネットワークの強化」、「教育与件の改善」に取り組んでいる。

KHRDI の事業内容は、「保健福祉部の本部及び所属機関の公務員の教育訓練」、「社会福祉専担公務員及び地方自治体の公務員の教育訓練」、「保健福祉関連の民間従事者の教育訓練事業」、「社会保険公団の従事者の教育訓練事業」、「保健福祉分野の教育・研究用役事業」、「保健福祉教育訓練政策の開発及び研究」、「教育プログラム・教材の開発・普及・管理」、「関連機関とのネットワークの構築と連携」、「生涯学習体系のコンサルティング」である。

②教育訓練事業の目標と方針

2006年度の教育訓練事業の目標は「教育成果を最大化することによって、保健福祉システムの効率性を向上させる」である。

教育訓練の基本方針は「中央・地方政府の政策の企画・実施の能力の向上」、「地方分権に適合した公共団体、民間団体の対応能力の向上」、「持続的な革新による保健福祉専門人材の役割の再構築」、「生涯学習体系の普及を通じた、学習の組織化への変化の促進」である。

また重点推進事項は以下のとおりである。

- ・ 公共保健の強化、社会福祉の地方分権の定着など、変化する保健福祉環境に対応するための職務専門教育を拡大する
- ・ 福祉サービスの質の向上のために、社会福祉専担公務員の教育の機会を拡大し、専門性を強化する。
- ・ 保健福祉分野に特化された革新的な教育課程の開発・運営。
- ・ 機関の管理者の責務や経営管理に関する教育の拡大運営。
- ・ 保健福祉部本部において職務遂行に必要な高度な政策理論・政策企画力の向上のための教育運営。
- ・ 教育運営・評価方式の改善を通じた教育の質の管理。
- ・ 参与型－問題解決型の教育方法の拡大導入。

7. KHRDI の教育訓練プログラム

(1) 概要

KHRDI の教育課程は「公務員教育」と「民間教育」に大別される。そして公務員教育は「国家公務員（保健福祉部）教育」と「地方公務員教育」に大別される。さらに地方公務員教育は「保健分野教育」、「福祉分野教育」、「専担公務員教育」に大別される。なお KHRDI の公務員教育は全て専門教育訓練であり、基本教育訓練は実施していない。

「保健分野教育」は、主に市・道（衛生主管部局、保健環境研究院など）、市・郡・区（衛生主管部局、保健所、保健支所など）の公衆衛生従事者を対象とした、地域保健、公衆衛生に関する教育課程である。健康増進事業入門課程、性病及びエイズ管理課程、食品微生物検査課程など、54 課程が開講され、1 年間で合計 73 回の課程が実施されている。課程の期間は主に 5 日で、3 日あるいは 10 日の課程もある。重点教育内容として「健康増進事業の企画力と実行能力の向上」、「疾病管理の専門能力の育成」、「食品・医薬品の管理点検の機能向上」を掲げている。

「福祉分野教育」は、主に市・道、市・郡・区の社会福祉行政の担当者を対象とした、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉など、社会福祉に関する教育課程である。社会福祉事業企画課程、地域社会福祉政策評価課程、地域社会福祉協議会管理課程など、18 課程が開講され、1 年間で合計 39 回の課程が実施されている。課程の期間は 3 日あるいは 5 日が多く、1～2 日の課程もある。重点教育内容として「地方分権化による対応能力の向上」、「地域社会福祉協議会の運営能力の向上」、「部門別福祉政策の実務執行能力の育成」を掲げている。

「専担公務員教育」は、市・道、市・郡・区において窓口福祉サービス（基礎生活保障受給者の選定・給付、葛藤管理・事例管理などの専門相談、児童・障害者・母子家庭などの地域社会福祉業務など）を担当する「社会福祉専担公務員」を対象とした教育課程である。中間管理課程（6 級対象、年 2 回）、高級実務課程（7 級対象、年 9 回）、中級実務課程（8 級対象、年 9 回）、初級実務課程（9 級対象、年 10 回）の 4 課程が開講され、各課程 5 日間で実施される。重点教育内容として「専担公務員の対人サービスの効果の向上」、「職級に応じた教育体系の樹立」、「基本義務教育体系の基盤確立」を掲げている。

「保健福祉部教育」は中央政府の保健福祉部の職員を対象とした教育課程である。高位戦略セミナー、革新戦略セミナー、理論トラック・政策トラック・政策支援課程の、23 課程が開講され、1 年間で合計 31 回の課程が実施されている。課程の期間は 2 日あるいは 3 日が多く、5 日の課程もある。重点教育内容として「保健福祉政策の企画能力の向上」、「地方政府の政策評価機能の向上」、「領域別専門教育を通じた生涯学習体系の向上」、「成果管理体系に沿った教育機会の提供」を掲げている。

「民間教育」は社会福祉関連の施設・団体の職員を対象とした、社会福祉に関する教育課程である。老人福祉館 CEO 課程、地域社会組織家課程、地域社会組織ネットワーク分析課程、社会福祉人権指導者養成課程など、25 課程が開講され、1 年間で合計 52 回の課程が実施されている。課程の期間は 3 日あるいは 5 日が多く、2 日、4 日、15 日の課程もある。重点教育内容として「福祉施設機関長の革新マインドの向上」、「地域社会組織能力の育成」、「福祉現場の人権意識の向上」を掲げている。

各分野の教育課程の一覧を以下に示す。

○保健分野教育の課程一覧

教育課程	対象	教育期間	年間回数	1回の定員
政策行政				
保健医療自己革新高位課程	保健福祉部附属機関、食品医薬品安全庁の4級以上の公務員	3日	1回	20名
保健医療自己革新高級課程	保健福祉部附属機関、食品医薬品安全庁の5級公務員	3日	1回	20名
保健事業企画実務課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の5～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	2回	40名
保健医療自己革新課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の保健行政業務担当6～9級公務員	5日	1回	40名
健康増進				
感染症情報管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員	5日	4回	30名
健康増進事業入門課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	1回	40名
健康増進事業計画書作成課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区、保健（支）所の6～9級公務員	5日	1回	30名
口腔保健事業実務課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（保健診療員含む）	5日	1回	40名
母性及び乳幼児健康管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の母子健康管理業務担当6～9級（保健診療員含む）	5日	3回	30名
健康教育入門課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	1回	40名
健康教育教材製作課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可能）	5日	1回	30名
ストレス管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	2回	40名
保健広報戦略企画課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	1回	40名
コミュニケーション・健康相談技術課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の6～9級公務員（法務部、国防部受講可）	5日	2回	30名
女性健康管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の女性健康管理業務担当6～9級（保健診療員含む）	5日	1回	40名
老人健康管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の認知症老人または老人保健事業担当5～9級（保健診療員、理学療法担当、医療技術職含む）	5日	3回	40名
疾病管理				
結核管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の結核管理業務担当6～9級公務員	5日	2回	30名
公衆衛生実務課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健所の公衆衛生管理業務担当6～9級公務員	5日	1回	30名

教育課程	対象	期間	回数	定員
マラリア検査課程	市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所のマラリア検査業務担当 6～9 級（国防部受講可）	3 日	1 回	20 名
訪問保健事業課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の訪問保健事業担当 6～9 級（保健診療員含む）	5 日	2 回	40 名
病原性細菌疾患検査課程	国立検疫所、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の検査室の細菌検査業務担当 6～9 級公務員（国防部受講可）	5 日	1 回	20 名
水因性細菌疾患検査課程	国立検疫所、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の検査室の細菌検査業務担当 6～9 級（国防部受講可）	5 日	1 回	20 名
緩衝性及び寄生虫性疾患検査課程	市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の 6～9 級公務員	5 日	1 回	20 名
感染症媒介動物管理課程	保健福祉部、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所、国立検疫所の媒介動物（害虫、げっ歯類）業務担当 6～9 級公務員（国防部受講可）	5 日	2 回	20 名
保健所ウイルス疾患検査課程	市・郡・区保健所の検査室の AIDS、肝炎等の検査業務担当 6～9 級公務員	5 日	1 回	20 名
消化器系ウイルス疾患検査課程	市・道保健環境研究院の担当者	3 日	1 回	20 名
発熱性疾患検査課程	市・道保健環境研究院の担当者	3 日	1 回	20 名
ホスピス管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所、国公立病院のホスピス業務担当 6～9 級公務員（保健診療員含む）	5 日	2 回	30 名
エイズ及びウイルス性性病診断管理課程	市・道保健環境研究院、エイズ検査管理チーム長及び担当者	3 日	2 回	20 名
日本脳炎流行予測事業実務課程	市・道保健環境研究院、検疫所の実務者	3 日	1 回	20 名
呼吸器系ウイルス疾患検査課程	市・道保健環境研究院の研究職	5 日	1 回	20 名
生物テロ対策実務課程	保健福祉部、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の生物テロ担当 5～9 級公務員	5 日	1 回	40 名
精神保健管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の精神保健管理業務担当 5～9 級、法務部治療監護所、国・公立の精神病院に勤務する精神保健担当者	5 日	1 回	40 名
性病及びエイズ管理課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の 5～9 級公務員（法務部、国防部受講可）	5 日	1 回	40 名
防疫及び疫学調査課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健（支）所の感染症管理及び疫学調査業務担当 5～9 級公務員（国防部受講可）	10 日	1 回	30 名
検疫官及び検査要員教育課程	国立検疫所検疫官及び検査要員	5 日	1 回	20 名

教育課程	対象	期間	回数	定員
食品・医薬品				
医事・薬事指導課程	保健福祉部、食品医薬品安全庁、市・道、市・郡・区の医事、薬事、麻薬監視業務担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	30 名
放射線技術実務課程	保健福祉部、食品医薬品安全庁、市・道、市・郡・区保健医療機関の放射線業務担当 6～9 級（放射線技師、技術部署）	5 日	1 回	25 名
放射線安全管理課程	食品医薬品安全庁、市・道、市・郡・区の放射線安全管理業務担当 6～9 級公務員	5 日	1 回	25 名
食品管理課程	保健福祉部、食品医薬品安全庁、市・道、市・郡・区の食品管理業務担当 5～9 級公務員	5 日	1 回	40 名
食品関連工程課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、市・郡・区の食品関連業務担当者	5 日	1 回	40 名
健康機能食品行政課程	食品医薬品安全庁、市・道、市・郡・区の健康機能食品管理業務担当 5～9 級公務員	5 日	1 回	20 名
食品特別司法警察管理職務遂行課程	食品医薬品安全庁、保健所の食品衛生業務担当 5～9 級公務員	5 日	2 回	25 名
遺伝子組み換え食品分析課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、GMO 関連政府機関検査業務担当、民間食品衛生検査機関従事者、食品衛生及び品質管理業務担当者	5 日	1 回	20 名
食品汚染物質分析課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、民間食品衛生検査機関（国防部受講可）	5 日	1 回	20 名
食品中の不正有害物質及び残留動物用医薬品分析課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、民間食品衛生検査機関	5 日	1 回	20 名
食品中の残留農薬分析課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、民間食品衛生検査機関	5 日	1 回	20 名
食品微生物検査課程	食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、民間食品衛生検査機関	5 日	1 回	20 名
生命工学				
実験室生物安全課程	保健福祉部、市・道保健環境研究院の研究職、国・公立研究機関の研究者	3 日	1 回	30 名
分子生物学技法課程	保健福祉部、食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の検査業務担当者	5 日	1 回	20 名
最新分子医科学課程	保健福祉部、食品医薬品安全庁、市・道保健環境研究院、市・郡・区保健所の公務員	5 日	1 回	20 名
病院実務				
看護実務課程	保健福祉部、市・道の 6～8 級看護職公務員	5 日	2 回	30 名
院内感染管理課程	保健福祉部附属国立病院、国公立大学病院、市・道附属保健医療院の 5～9 級看護職及び関連業務担当者（教育人材部受講可）	5 日	2 回	25 名
共通				
保健統計解釈及び調査分析課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区保健所の保健統計関連業務担当 5～9 級公務員	5 日	1 回	30 名

○福祉分野教育の課程一覧

教育課程	対象	教育 期間	年間 回数	1 回の 定員
公共政策				
社会福祉革新管理 課程	市・道、市・郡・区の社会福祉関連業務担当 5 級以上の公務員	5 日	1 回	40 名
保健福祉女性政策 課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区の保健福祉 行政・女性福祉関連業務担当 5～9 級公務員	5 日	2 回	20 名
公共扶助実践課程	市・道、市・郡・区、邑・面・洞の社会福祉 専担公務員	5 日	1 回	40 名
社会福祉革新実務 課程	市・道、市・郡・区の社会福祉関連業務担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	40 名
社会福祉施設管理 運営課程	市・道、市・郡・区の社会福祉施設指導担当 6～9 級公務員	3 日	1 回	40 名
地方社会福祉政策 評価課程	市・道、市・郡・区の福祉評価業務担当 6～9 級公務員	3 日	4 回	60 名
児童				
児童権利ファシリ テーター課程	市・道、市・郡・区、邑・面・洞の児童福祉 担当 6～9 級公務員 警察庁女性室の家庭内暴力及び児童虐待業 務担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	40 名
老人				
老人福祉実務課程	市・道、市・郡・区の老人福祉業務担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	40 名
葬儀業務実務課程	市・道、市・郡・区、邑・面・洞の葬儀業務 担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	35 名
障害者				
障害者リハビリ補 助具専門家基礎課 程	市・道、市・郡・区の障害者関連業務担当 6 ～9 級公務員、及び義肢・補助器技師	3 日	1 回	50 名
障害者便宜施設設 置指導課程	市・道、市・郡・区の障害者福祉業務担当 6 ～9 級公務員	5 日	2 回	40 名
障害者福祉実務課 程	市・道、市・郡・区の障害者福祉業務担当 6 ～9 級公務員	5 日	2 回	40 名
地域社会				
地域社会福祉協議 会管理課程	市・郡・区の地域社会福祉協議会担当 5 級公 務員	2 日	5 回	50 名
地域社会福祉計画 実務課程	市・道、市・郡・区の福祉計画業務担当 6～9 級公務員	3 日	1 回	60 名
地域社会福祉協議 会実務課程	市・郡・区の地域社会福祉協議会担当 6～9 級公務員	3 日	4 回	60 名
地域社会福祉協議 会研究会	市・道、市・郡・区の地域社会福祉協議会担 当 6～9 級公務員	1 日	4 回	150 名
共通				
社会福祉統計解釈 及び調査分析課程	保健福祉部、市・道、市・郡・区の福祉統計 関連業務担当 5～9 級公務員	5 日	1 回	30 名
社会福祉事業企画 課程	市・道、市・郡・区の社会福祉企画業務担当 6～9 級公務員	5 日	2 回	40 名

○保健福祉部教育の課程一覧

教育課程	対象	教育 期間	年間 回数	1回の 定員
高位戦略セミナー1	保健福祉部本部3級以上	3日	1回	10名
高位戦略セミナー2	保健福祉部本部3級以上	3日	1回	10名
高位戦略セミナー3	保健福祉部本部3級以上	3日	1回	10名
革新戦略セミナー1	保健福祉部本部チーム長以上	2日	2回	20名
革新戦略セミナー2	保健福祉部本部保健医療領域チーム長以上	2日	1回	20名
革新戦略セミナー3	保健福祉部本部社会福祉領域チーム長以上	2日	1回	20名
理論トラック(経済学)	保健福祉部本部職員	2日	1回	30名
理論トラック(保健学)	保健福祉部本部職員	2日	1回	30名
理論トラック (社会福祉学)	保健福祉部本部職員	2日	1回	30名
理論トラック (人口社会学)	保健福祉部本部職員	2日	1回	30名
理論トラック(行政学)	保健福祉部本部職員	2日	2回	30名
政策トラック (社会保険理論課程)	保健福祉部保険年金政策本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック (健康保険制度課程)	保健福祉部保険年金政策本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック(国民年金制度課程)	保健福祉部保険年金政策本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック (高齢化政策課程)	保健福祉部低出産高齢社会本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック (人口児童政策課程)	保健福祉部低出産高齢社会本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック (保健産業育成課程)	保健福祉部保健産業育成事業本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	1回	20名
政策トラック (保健医療政策課程)	保健福祉部保健医療政策本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	3回	20名
政策トラック (社会福祉政策課程)	保健福祉部社会政策本部職員 (定員に達しない場合、他本部受講)	3日	3回	20名
政策支援課程1	保健福祉部本部職員	3日	3回	20名
政策支援課程2 (未来社会戦略課程)	保健福祉部本部職員	3日	3回	20名
政策支援課程3 (電算実習課程)	保健福祉部本部職員	5日	1回	30名
政策支援課程4 (統計実習課程)	保健福祉部本部職員	5日	1回	30名

○民間教育の課程一覧

教育課程	対象	教育期間	年間回数	1回の定員
児童				
家庭委託保護事業実務課程	家庭委託支援センターの実務者	5日	1回	40名
児童福祉施設 CEO 課程	児童福祉施設の施設長	3日	3回	40名
地域児童センター運営実務課程	地域児童センターの施設長及び実務者	2日	7回	100名
児童権利教育課程	社会福祉館の児童福祉担当者、児童福祉施設の担当者	3日	1回	30名
児童虐待専門相談員課程	児童保護専門機関の相談員	15日	2回	25名
養子縁組事業実務課程	養子縁組機関の実務者、自活後見機関館長	3日	1回	30名
老人				
老人福祉館 CEO 課程	老人福祉館長	3日	1回	40名
老人福祉施設 CEO 課程	老人福祉施設（養老、療養、専門療養施設）の施設長	3日	2回	30名
老人虐待専門相談員課程	老人虐待予防センターの相談員	15日	1回	20名
ホームレス				
ホームレス施設プログラム企画課程	ホームレス施設の生活福祉士及び生活指導員、看護師	3日	1回	30名
障害者				
障害者福祉施設 CEO 課程	障害者福祉施設の施設長	3日	1回	40名
精神障害者地域社会復帰専門家課程	社会復帰施設の担当者	5日	1回	30名
地域社会				
社会福祉館 CEO 課程	社会福祉館長	3日	3回	50名
地域社会組織ネットワーク分析課程	地域社会福祉担当者（総合社会福祉館、老人・障害者福祉館、地域社会福祉協議会担当）	5日	2回	30名
地域福祉ニーズ調査課程	地域社会福祉担当者（総合社会福祉館、老人・障害者福祉館、地域社会福祉協議会担当）	5日	2回	30名
事例管理課程	社会福祉館の地域社会保護担当者、社会福祉機関・施設の中間管理者、社会福祉士（老人、児童、障害者担当）	3日	3回	40名
地域社会組織家課程	社会福祉館、市民社会団体、自活後見機関等の地域福祉関連機関・団体の実務者及び中間管理者	15日	3回	30名

教育課程	対象	期間	回数	定員
自活				
自活後見機関 CEO 課程	非常任館長の機関の室長	3日	2回	35名
創業経営 (RM) 中級課程	自活後見機関の RM 初級課程修了者、または自活業務 3 年以上の経験者	5日	1回	30名
創業経営 (RM) 初級課程	自活後見機関 1 年以上の経験者	5日	2回	30名
共通				
メンタリングコーディネーター課程	社会福祉機関・施設の児童・青少年担当者、家族福祉担当者、中間管理者	3日	2回	40名
社会福祉施設栄養士課程	社会福祉施設の栄養士	3日	2回	40名
社会福祉施設評価課程	1期：精神保健施設評価担当者 2期：ホームレス施設評価担当者 3期：障害者福祉館評価担当者	4日	3回	30名
個人申告施設運営課程	条件附（未申告）施設から申告施設に転換した施設の施設長	2日	3回	90名
社会福祉人権指導者養成課程	社会福祉施設の中間管理者	3日	2回	30名

(2) その他の教育課程、新しい取り組み

KHRDI では、上述した課程以外に、以下の教育課程や新しい取り組みを実践している。

①保健分野教育

- ・食品医薬品安全庁新規任用候補者の教育…食品医薬品安全庁の任務・機能、公務員としての基本素養教育、分野別職務教育（食品、医薬品、生物医薬品）などの研修
- ・禁煙事業担当者の教育…市・郡・区保健所の禁煙事業担当者を対象とした、行動変容の動機化戦略、参与学習法などの多様な教育技法などの研修
- ・韓方健康増進事業課程…市・郡・区、保健（支）所の韓方地域保健（健康増進）事業担当 6～9 級公務員を対象とした、健康増進、基礎韓方学理論、韓方学各論、8 大韓方健康プログラム、事例研究などの研修（5 日間、2 回、定員 30 名）
- ・韓方健康増進事業担当公衆保健漢方医課程…市・郡・区、保健（支）所の韓方地域保健（健康増進）事業担当の公衆保健韓方医を対象とした、韓方健康増進事業の動向、健康増進事業の理解、健康教育事業、健康増進事業の運営事例と住民参加戦略、地域社会の診断と活用、基礎統計学、8 大プログラムなどの研修（5 日間、1 回、定員 30 名）

- ・食品検査課程…食品衛生検査機関の検査員を対象とした、食品検査関連理論と実務教育、HACCP 関連内容などの研修（定員 30 名）
- ・生命医・科学研究倫理教育課程…遺伝子関連機関及び胚芽関連機関の従事者を対象とした、生命倫理法の解説、遺伝子検査及び治療、胚芽等の生成研究、生命科学技術の社会的影響などの研修（4 回、定員 30 名）。2005 年 1 月 1 日生命倫理法の施行に伴って、胚芽生成医療機関及び遺伝子検査機関等の関連機関が法定機関として申告、指定及び登録を行うことが義務づけられたことを受けて実施される。
- ・組織バンク従事者課程…組織バンクの長、組織取扱担当者、品質管理担当者を対象とした、人体組織の安全及び管理等に関する法律、人体組織移植に関する倫理的考察、組織バンクの国際標準及び管理実態などの研修（定員 30 名）。人体組織の安全及び管理等に関する法律第 15 条及び同法の施行規則第 9 条の規定に基づき、組織取扱従事者は 2 年ごとに教育を履修しなければならないことを受けて実施される。

②福祉分野教育

- ・企業社会貢献アカデミー…企業の社会貢献部門の中間管理者・実務者を対象とした、企業社会貢献の動向や海外の事例研究などの研修。企業社会貢献は社会福祉の新たな領域として認知されるようになってきていることを受けて実施される。
- ・社会福祉リーダー研修プログラム…社会福祉施設に勤務するリーダーまたはその候補生を対象とした、海外研修（アメリカ、オーストラリア、ヨーロッパ等の先進国）を中心としたリーダー育成プログラム

③その他の委託教育

- ・出捐機関教育訓練…出捐機関（国民健康保険公団、国民年金管理公団、健康保険審査評価院の 3 公団）の役職員を対象とした、革新研究会、大学院課程、CEO 課程などの研修

④オンライン教育

新しい取り組みとして、職場や居住地で教育訓練を受ける「オンライン教育」が実施されている。保健分野教育の「口腔保健事業実務課程」、「女性健康管理課程」、福祉分野教育の「公共扶助実践課程」は、オンライン教育とその後のスクーリングで課程が実施されている。